

令和 2 ・ 3 年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和 2 ・ 3 年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました。（※茨城県内は均一の保険料率となります。）

均等割額 46,000円（6,500円増）

所得割率 8.50%（0.50%増）

（参考）
平成 30 ・ 令和元年度

均等割額 39,500円

所得割率 8.00%

個人ごとの保険料額の決めかた

1 年間の保険料額
（100 円未満切捨て）
※賦課限度額 64 万円

=

均等割額
被保険者一人当たり
46,000円

+

所得割額
（賦課のもととなる金額）
× 8.50%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除 33 万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

● 賦課限度額の改正について

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が **62 万円** から **64 万円**（2 万円増）に変更となりました。

令和 2 年度の保険料軽減措置について

1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 33 万円以下の世帯（②を除く）	7.75 割	10,350円
② 33 万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯（その他各種所得がない場合に限る）	7 割	13,800円
③ 33 万円 + 「28 万 5 千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5 割	23,000円
④ 33 万円 + 「52 万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2 割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円未満は 120 万円）を差引き、65 歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15 万円）を差引いて判定します。

●軽減特例の段階的見直しについて

上記①、②については、平成 30 年度まで特例措置により 9 割又は 8.5 割軽減でしたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、段階的に制度本来の仕組みである 7 割軽減に戻ることとなりました。

軽減の基準	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
P11①の場合	8.5 割軽減	8.5 割軽減	7.75 割軽減	7 割軽減
P11②の場合	9 割軽減	8 割軽減	7 割軽減	

●軽減基準の改正について

上記③、④について、軽減の基準が引き上げられ、対象者が拡大されました。

軽減の基準	令和元年度	令和 2 年度
P11③	「 <u>28万円</u> ×世帯の被保険者数」	「 <u>28万5千円</u> ×世帯の被保険者数」
P11④	「 <u>51万円</u> ×世帯の被保険者数」	「 <u>52万円</u> ×世帯の被保険者数」

2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、**均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）**されます。また、**所得割額の負担はありません**。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

※令和2年度の個人ごとの後期高齢者医療保険料額については、令和2年7月以降に決定通知書をお送りする予定です。

【お問い合わせ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 電話 029-309-1213

○保険料の納付について 市役所 医療保険課 医療・年金G 電話 0295-52-1111（内線 166）